

母 港	北海道斜里町(ウトロ)-25
-----	----------------

沿海区域

ただし、北海道忠類川口右岸突端から70度に引いた線と、同道斜里町(ウトロ)を経て、同道紋別市ヤッシュシナイ川口左岸から40度に引いた線の間における同道本島の海岸から20海里以内の水域及び船舶安全法施行規則第1条第6項の水域に限る。

010025025